

## 宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱

### (設 置)

第1条 宮崎県における生活習慣病予防対策の効果的な推進を図るため、宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を知事に報告する。

- (1) 市町村及び検診実施機関に対する検診の実施方法及び精度管理等の指導に関すること。
- (2) がん等の生活習慣病患者の登録等に関すること。
- (3) 検診従事者の指導講習に関すること。
- (4) その他検診管理指導に必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。ただし、福祉保健部長が必要と認めたときは、この限りではない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから福祉保健部長が依頼する者をもって組織する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 県医師会の会員
- (3) 学識経験者
- (4) 医療従事者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

### (会 議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、関係者から意見を聴取することができる。

### (部会の設置)

第6条 協議会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 胃がん部会
- (2) 子宮がん部会
- (3) 循環器疾患等部会
- (4) 肺がん部会
- (5) 乳がん部会
- (6) 大腸がん部会
- (7) 生活習慣病登録・評価等部会
- (8) 総合調整部会

### (部会の組織)

第7条 部会は、部会委員で組織する。

2 部会委員は、協議会委員のうちから、福祉保健部長が指名する。

(部会長)

第8条 部会に、部会長を置く。

2 部会長は、部会委員の互選とする。

3 部会長は、会務を総理し、部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が、招集し、部会長が会議の議長となる。

2 部会は、関係者の意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 協議会及び部会の庶務は、福祉保健部健康増進課で所掌する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会を経て福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和62年9月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年2月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年12月16日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成4年1月21日から施行する。

2 大腸がん部会の設置に伴って新たに委嘱する委員の任期は第3条の第3項の規定にかかわらず、平成5年11月14日までとする。

附則

この要綱は、平成8年2月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年12月7日から施行する。